

○文部科学省告示第三十号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年三月十三日

文部科学大臣 盛山 正仁

考古学者	神秘的な考古学者 / マヌカン / 昼と夜	戦闘 (剣闘士)	秋	オルヴィエートの城塞の形而上的記憶	予言者	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」という。) の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名又は名称及び
同右	同右	同右	同右	同右	同右	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	運命の神殿	サラミのある静物	部屋の中の家具
	令和六年二月九日	同右	同右
	同右	同右	同右
	同右	同右	同右
	同右	同右	同右